

地域脱炭素移行・再エネ推進交付金の改善に関する指定都市市長会要望（案）

2020年10月、我が国は、国際社会へ向けて、2050年カーボンニュートラルを宣言し、2021年4月には、カーボンニュートラルと総合的で野心的な目標として、2030年度に温室効果ガスを2013年度から46%削減することを目指すこと、さらに、50%の高みに向け挑戦し続けることを表明した。

また、2050年カーボンニュートラルの達成に向けた方策を検討する「国・地方脱炭素実現会議」においては、地域課題を解決し、地域の成長戦略ともなる地域脱炭素の行程と具体策を示した「地域脱炭素ロードマップ」（以下「ロードマップ」という。）が2021年6月に策定された。

ロードマップでは、2025年までの集中期間に政策を総動員し、2030年度までに少なくとも100か所の脱炭素先行地域をつくること、脱炭素の基盤となる重点対策を全国で実施することなどにより、全国で多くの脱炭素ドミノを起こすとされている。

そして、同年10月に改訂された地球温暖化対策計画には、脱炭素先行地域や重点対策などの脱炭素事業に意欲的に取り組む自治体等を集中的、重点的に支援するため、資金支援の仕組みを抜本的に見直す考えが盛り込まれ、令和4年度に地域脱炭素移行・再エネ推進交付金（以下「交付金」という。）が創設された。

こうした中、我が国の総人口の約2割に相当する2千7百万人以上が居住し、産業が集積する指定都市は、ロードマップの推進に率先して取り組み、全国の自治体の先導的役割を担い、地域の脱炭素化をけん引することが求められており、特に、脱炭素先行地域に関しては、令和4年度の第1回及び第2回の募集に応募し選定された10都市を始め、全指定都市が今後の取組へ意向を示しているところである。

については、地域の脱炭素化を強く後押しする仕組みとして、交付金をさらに充実した制度としていただくよう、以下のとおり要望する。

1 指定都市の実情に即した支援

(1) 交付金の上限額の引上げ

人口や産業・経済活動が集中する指定都市が取組を進めるにあたっては、省エネ化する建築物や導入する再エネ設備など、事業の規模が必然的に大きくなることから、自治体の規模によらず一律とされている交付金の上限額について、指定都市の実情に即した設定へ見直すこと。

(2) 大都市特有の課題への配慮

人口密度や土地利用状況等から再エネ発電施設の立地面に制約の多い大都市において、再エネの導入拡大のための有効な方策となり得る、オフサイト型太陽光発電設備やソーラーカーポートについて、交付金の適用範囲を広げるなど、大都市特有の課題にも配慮した運用へ見直すこと。

2 独自性や先進性の高い取組への支援

自治体が、地域特性等も踏まえ、創意工夫のもとに独自性や先進性の高い取組を積極的に展開しやすいよう、交付金の適用範囲や要件については、より幅広い設定にするなど、弾力的な運用へ見直すこと。

3 継続的かつ包括的な支援

「複数年度にわたり継続的かつ包括的に支援するスキームを構築」するという、交付金の創設趣旨に照らし、自治体が計画的かつ継続的に取組を推進できるよう、事業計画期間内の交付額が確実に担保される仕組みとすること。

また、交付率が最大4分の3に上るといった、交付金のメリットをより有効に活用できるよう、各省庁補助金等とのすみ分けは極力緩やかな取り扱いとすること。加えて、各省庁補助金等との間に制度的な狭間が生じないよう配慮すること。

令和4年●月×日
指定都市市長会